

沼津市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策を行うことで、地方消費者行政活性化交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、沼津市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員と養成を要望いたします。

平成 22 年度のデータでは、沼津市の 1 日あたりの相談員数が 2 人と伺っております。そのためか、沼津市民の総相談件数のうち、平成 22 年度において、市で受け付けている分が 58.6%であると同っております。例えば、御殿場市では、市民の総相談件数の 92.7%、静岡市では市民の総相談件数の 81.1%が市での受付となっております。沼津市民の約 4 割が県に相談している理由は、上記に示したように、相談員が不足していること、また、センターの周知ができていないことが挙げられます。県は、高次の相談の受け付けや、相談窓口のない広域的な行政の窓口として本来、機能するものです。これらを考慮しますと、沼津市の消費生活センターは、現状ではまだ十分な機能を果たしていないといえます。ぜひ、沼津市は、相談員の増員など、消費生活相談体制を整え、より多くの市民が利用しやすい窓口となるよう取り組んでいただきたいと思います。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

平成 22 年度の消費生活講座の開催状況を見ますと、沼津市では消費生活講座を 23 回行っています。10 年前は 2 回しか講座を開催していなかったため、充実が図られてきたことが伺えます。しかし、人口規模レベルの類似した富士市では消費生活講座を 41 回開催しております。消費生活講座を開催することで、多くの消費者が消費者問題に関心を持てると思いますので、今後も講座の開催数を増やしていただければ幸いです。特に、沼津市では出前講座が行われていないため、より多くの市民が受講できるよう、出前講座の開催をご検討いただきたいと思います。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。\*

沼津市には消費者団体があると同っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。